

あい農パーク春日井 貸し農園利用の手引き

あい農パーク春日井（春日井市ふれあい農業公園）（以下「農業公園」という）の貸し農園を利用するにあたり、次の事項を遵守してください。

1 利用区画

利用できる区画は、1組につき1区画（30㎡または20㎡）とします。
利用期間中の区画変更はできません。

2 利用期間

利用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

ただし、応募者が区画数に達せず、空き区画が発生した場合は、年度の途中でも適時、募集し、利用できるものとします。また、期中から利用した場合は、月割り計算にて利用料金を算出します。

3 利用料金

利用料金は、1区画30㎡のご利用者様は、年間15,000円を、20㎡のご利用者様は、年間23,000円を令和7年3月30日までにお支払いください。ただし、期中からの利用の場合、利用開始日の前日までに支払ってください。

4 応募の要件

どなたでも応募することができます。
但し、抽選の場合、一般（個人）の方が優先となります。
企業及び団体は、空きがあった場合に利用可能です。

5 利用手続き

利用を希望する場合は、次のとおり手続きをしてください。

- (1) 指定管理者が指定する方法で応募
- (2) 応募者が区画数を超える場合は、抽選により決定

- (3) 「春日井市ふれあい農業公園 貸し農園利用申請書」を指定管理者に提出
- (4) 「春日井市ふれあい農業公園 貸し農園利用許可書」を交付
- (5) 利用日の前日までに利用料金の支払
- (6) 利用開始

※利用期間中に提出した利用申請書の内容を変更する場合（例 住所変更など）は、速やかに指定管理者に連絡してください。

6 更新

利用者は、利用区画を翌年以降も更新して利用できるものとします。ただし最長で令和11年3月31日まで更新可能とします。更新の際は、必ず利用期間終了日の3か月前までに指定管理者へ利用申請書を提出してください。なお、1回の更新期間は、1年以内とします。

7 利用条件

利用者は、抽選により決定した区画において、必要な農作業を行うことができます。農作業の実施に関し、指定管理者の指示があったときは、これに従ってください。なお、貸し農園において、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) ビニールハウスや倉庫（道具入れ等の箱を含む）などの建築物や土留などの工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 利用区画を第三者へ転貸すること。
- (4) 利用期間内に収穫できない作物を栽培すること。（植木、果樹等の永年性作物は禁止）
- (5) 共同利用施設等を占有すること。
- (6) 農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等を行うこと。
- (7) 隣の区画の邪魔になること。

例：道具を通路へ置く。大きな音を立てる（ラジオ、音楽）。散水を多くやりすぎる。大人数での立ち入り作業 等

- (8) 隣の区画や通路に干渉しないように配慮し、境界線より50cm以内に栽培すること（境界線より50cm以内は栽培禁止）。

- (9) 農作物の高さが1.5mを超えるもの。
- (10) 他の利用者の区画へ許可なく立ち入ること。
- (11) 貸し農園内へペットを連れ込むこと。
- (12) 貸し農園内で喫煙すること。(喫煙は喫煙所のみとする)
- (13) 除草剤を使用すること。
- (14) 利用区画及び通路に雑草を繁茂させること。
- (15) 農機具、作業着、長靴、資材(肥料、堆肥含む)を置いておくこと。
(都度全て持ち帰りください。)
- (16) 土・砂の追加や持ち出すこと。
- (17) 農園で発生したゴミなどを野焼きする行為。
- (18) 利用の許可を受けた区画以外の植物の伐採・採取すること。
- (19) 午前7時30分から午前8時15分の間、自動車、自動二輪などの乗入れすること。
- (20) 休園日に入園し農作業を行うこと。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、貸し農園の運営目的に反すること。

8 植え付けに関する注意事項

- (1) 利用者は、利用区画及び通路に雑草を繁茂させることなく、施設の美化に努めるものとする。
- (2) 農薬(殺虫剤、殺菌剤)を利用する場合は、市販されているものに限る。
また、取扱方法を必ず遵守すること。
- (3) 肥料(液肥を含む)、堆肥などを利用する場合は、市販されているものに限る。また、取扱方法を遵守すること。
- (4) 肥料や農薬の容器、持ち込んで発生したごみ等は各自持ち帰ることとする。
- (5) 農作物の残菜や草は指定の場所へ廃棄してください。それ以外の場所には放置しないでください。
- (6) 堆肥については周辺に臭気を与えるものは使用しない。
(苦情・問い合わせが発生した場合は、利用者の責任において速やかに発生物の撤去を行う。)
- (7) 使用する支柱は1.8m以下のものとする。

9 届出義務等について

農園の施設及び設備等を損傷させたり、亡失した場合は直ちに係員に届出し指示を受けてください。

10 利用許可の取消し

利用者が利用の取消しをしようとするときは、指定管理者の取消承認が必要です。原則、年度の途中で利用を取消すことはできません。

また、指定管理者は、春日井市ふれあい農業公園条例（平成30年春日井市条例第44号）第12条に基づき許可を取り消すことがあります。

【許可を取り消す場合の例】

- (1) 利用者が利用料金を支払わないとき。
- (2) 利用者が「7 利用条件」に掲げる禁止行為をしたとき。
- (3) 利用者が「8 植え付けに関する注意事項」を守らない場合。
- (4) 利用者が利用区画を正当な理由なく3か月以上にわたり農作業を行わないとき、又は放置したとき。
- (5) 農業公園の管理及び運営において特別な事情が生じたとき。
- (6) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (7) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

11 利用料金の還付

既に納付された利用料金は還付しません。ただし、次に掲げる事由に該当するときは、その全部又は一部を還付します。

- (1) 公共の福祉のためやむを得ない理由があり、利用許可の取消し又は中止をしたとき。
- (2) 災害その他利用者の責めに帰さない理由により貸し農園が利用できなくなったとき。
- (3) 利用者が利用日の3日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出た場合において相当の理由があると指定管理者が認めるとき。

12 原状回復義務

利用者は、貸し農園の利用を終了したときは、速やかに除草及び栽培物等を撤去し、区画を原状に回復してください。利用終了後に貸し農園に農作物や資材等が残存する場合、利用者が一切の権利を放棄したものとみなし、指定管理者は任意で処分することができるものとします。ついては貸し出し終了日までに原状回復をなされていない場合、原状回復に掛かる費用を請求させていただきます。

13 賠償責任

利用者の責めに帰すべき理由により、農業公園内の施設や備品等に損害を与えたときは、速やかに原状に回復し、その損害を指定管理者に賠償してください。

農業公園内の事故又は農業公園の出入りにおいて発生した交通事故、農機具又は農作物の盗難、病虫害の発生、自然災害等による損害に対して、市及び指定管理者は一切の責めを負わないものとします。

指定管理者が利用者に故意又は過失による損害を与えたときは、指定管理者はその損害を賠償する責を負うものとします。

この手引きのほか、別途利用者に配布する「利用上の注意事項」を御覧ください。